

GRIガイドライン対照表 (CSR報告書2006)

CSR報告書2006の制作にあたっては、GRI「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2002」を参照しました。下記対照表は、新日本監査法人の第三者による評価を受けています。

項目	指標	報告書、ホームページ記載箇所
1 ビジョンと戦略		
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	p4-5, p6-7
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明	p4-5

[▲このページのトップへ](#)

項目	指標	報告書、ホームページ記載箇所
2 報告組織の概要		
組織概要		
2.1	報告組織の名称	p2
2.2	主な製品やサービス 適切な場合には、ブランド名も含む	p3
2.3	報告組織の事業構造	p15
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述	p2
2.5	事業所の所在国名	p2
2.6	企業形態(法的形態)例:株式会社、有限会社など	p2
2.8	組織規模	p2
2.9	ステークホルダーのリスト、その特質、および報告組織との関係	p7
報告書の範囲		
2.10	報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレスなど	裏表紙
2.11	記載情報の報告期間(年度/暦年など)	表紙裏
2.12	前回の報告書の発行日(該当する場合)	表紙裏
2.13	「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)	表紙裏
2.14	前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、	該当なし

	所有形態または製品／サービス等)	
2.15	時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与える報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)	該当なし
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなおす場合、再報告の性質、効果および理由を説明(合併／吸収、基準年／期間、事業内容、または、測定方法の変更など)	該当なし
報告書の概要		
2.17	報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述	ホームページ
2.18	経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準／定義	表紙裏, p3, p45
2.19	主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の 前回報告書発行以降の大きな変更	該当なし
2.20	持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み	表紙裏
2.21	報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み	表紙裏
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を入手できる方法(可能な場合には)	表紙裏、p2-3, p6, p13, p15, p20, p25-33, p37-41, p47-49, p51-53, p56-57

[▲このページのトップへ](#)

項目	指標	報告書、ホームページ記載箇所
3 統治構造とマネジメントシステム		
構造と統治		
3.1	組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	p15-17
3.2	取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率)	p15
3.4	組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス	p15-17, p39
3.5	役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行など)の達成度との相関	p15
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	p15-17, p39
3.7	組織の使命と価値の声明、組織内で開発された行動規範または原則、経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	p6-7, p20, p21, p25, p26, p27, p28, p29, p30, p31, p33, p37

3.8	取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム	p15
ステークホルダーの参画		
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	p7
3.10	ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。	p12-13, p21, p26, p28
3.11	ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類	p21, p26
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	p13, p21, p27, p56, アンケート結果
統括的方針およびマネジメントシステム		
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明	p20-23
3.14	組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱（イニシアチブ）	表紙裏, p2, p6
3.15	産業および業界団体、あるいは国内／国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの	表紙裏, p2
3.16	上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム	p29, p40
3.17	自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み	p25, p37, p49
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順、具体的項目	p18-19, p42-43
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	p10, p12, p25, p26, p30, p40

[▲このページのトップへ](#)

項目	指標	報告書、ホームページ記載箇所
4 GRIガイドライン対照表		
4.1	GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表：特に次のGRI要素の所在を示すべきである	ホームページ

[▲このページのトップへ](#)

項目	指標	報告書、ホームページ記載箇所
5 パフォーマンス指標		
統合指標		
全体系的	組織自体がその一部であるところの広範な経済・環境・社会システムと組織の活動を関連付けるもの	p32, p54-55

指標		
横断的指標	経済・環境・社会的パフォーマンスの2つ以上の側面を直接結びつけるもの 例)環境効率測定(例:単位産出量当たり、または売上高一単位当たりの排出量)	p43
経済的パフォーマンス指標		
直接的な影響		
必須指標		
顧客		
EC1	金銭的フロー指標:総売上げ	p2
EC2	市場の地域別内訳	p2
供給業者		
EC3	金銭的フロー指標:製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト	p3
従業員		
EC5	金銭的フロー指標:給与と給付金(時間給、年金その他の給付金と退職金も含む)総支払額の国ないし地域ごとの内訳	p3
投資家		
EC6	金銭的フロー指標:債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリごとに分類された配当 - 優先配当金の遅延も含む	p3
EC7	期末時点での内部留保の増減	p3
公共部門		
EC10	地域社会、市民団体、その他団体への寄付 金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳	p33
環境パフォーマンス指標		
必須指標		
原材料		
EN1	水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量	p44-45
EN2	外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合	p44-45
エネルギー		
EN3	直接的エネルギー使用量	p44-45
EN4	間接的エネルギー使用量	p44-45

水		
EN5	水の総使用量	p44-45
放出物、排出物および廃棄物		
EN8	温室効果ガス排出量(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆)	p44-45, p50
EN9	オゾン層破壊物質の使用量と排出量	p44-45, p52-53
EN10	NO _x 、SO _x 、その他の重要な放出物(タイプ別)	p44-45, p52-53
EN11	種類別と処理方法別の廃棄物総量	p54
EN12	種類別の主要な排水:「GRI水の測定規定」	p53
EN13	化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	該当なし
製品とサービス		
EN14	主要製品およびサービスの主な環境影響	p46-49
EN15	製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率	p44-45
法の遵守		
EN16	環境に関する国際的な宣言／協定／条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金。事業活動を行う国別の状況を説明のこと	p40
任意指標		
エネルギー		
EN17	再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み	p51
EN18	主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)	p47
EN19	他の間接的(上流／下流)なエネルギーの使用とその意味合い。業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用など	p48-49
水		
EN22	水のリサイクル量および再利用量の総量	p44-45, p55
供給業者		
EN33	「統治構造とマネジメントシステム」(3.16項)に対応する「プログラムと手続き」の、環境に関係する供給業者のパフォーマンス	p48
輸送		

EN34	物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響	p44-45
その他全般		
EN35	種類別の環境に対する総支出	p39
社会的パフォーマンス指標		
【労働慣行と公正な労働条件】		
必須指標		
雇用		
LA1	労働力の内訳(可能であれば):地域・国別、身分別(従業員・非従業員)、勤務形態別(常勤・非常勤)、雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出向社員)の地域・国別の区分	p2
安全衛生		
LA5	労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」※6への適合性	p32
LA6	経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合	p32
LA7	一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)	p32
LA8	HIV/AIDSについての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なもの)	p12, p32
人種多様性と機会均等		
LA10	機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述。	p30-31
LA11	上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成。男女比率及びその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む	p30
任意指標		
雇用		
LA12	従業員に対する法定以上の福利厚生	p30, p31
労働/労使関係		
LA13	意思決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定	p32
安全衛生		
LA14	「労働安全衛生マネジメントシステムに関するILOガイドライン」※7の実質的遵守の立証	p30

LA15	職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体従業員代表との公式な取り決めの記述と、これらの取り決めの対象となる従業員の割合	p32
教育研修		
LA16	雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述	p31
LA17	技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム	p25
【人権】		
必須指標		
方針とマネジメント		
HR1	業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述(監視システムとその結果を含む)	p6, p16, p30
HR2	投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証	p29
HR3	サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述	p29
差別対策		
HR4	業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果も含む)	p6, p29, p30
組合結成と団体交渉の自由		
HR5	組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述	p6, p32
児童労働		
HR6	ILO条約第138号※10で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述	p6, p29, p30
強制・義務労働		
HR7	強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述:ILO条約第29条第2項※12を参照	p6, p30
任意指標		
懲罰慣行		

HR9	不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述	p23, p29, p31
HR10	報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)	ホームページ
【社会】		
必須指標		
贈収賄と汚職		
SO2	贈収賄と汚職に関する方針、手順／マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述	p6, p20-23
政治献金		
SO3	政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順／マネジメントシステムと遵守システムの記述	p6, p20-23
任意指標		
地域社会		
SO4	社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰	p21, p30
競争と価格設定		
SO6	反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決	p21
SO7	不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	p6, p20-23
【製品責任】		
必須指標		
顧客の安全衛生		
PR1	製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順／プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述	p25
製品とサービス		
PR2	商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	p25
プライバシーの尊重		
PR3	消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	p26
任意指標		
顧客の安全衛生		
	報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れ	

PR6	た、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞	裏表紙, p6, p26, p41
製品とサービス		
PR8	顧客満足度に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述	p25
広告		
PR9	広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述	p25